

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月9日 午後1時33分～午後2時11分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 19名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 非農地証明の交付について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借の解約通知について

4. 閉 会

出席委員（19名） 会長 徳永 順子

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	野田 一徳	2番	日高 徳久
3番	永江 三夫	4番	江寄 徳光
5番	河野 和夫	6番	中村 正治
7番	河野 順大	8番	加藤 和己
9番	岡田 佳子	10番	木下 正信
11番	松藤 忠	12番	東 政廣
13番	長岡 直行	14番	倉吉 大作
15番	北原 喜博	16番	田崎 明
17番	前原 新	18番	松尾 京子
19番	徳永 順子		

欠席委員（0名）

出席推進委員（15名）

座席番号	氏名	座席番号	氏名
21番	藤木 茂光	22番	井上 正光
23番	高尾 芳樹	24番	境 秀作
25番	山下 勝敏	26番	釘嶋 房男
27番	大塚 育久	28番	上原 充
29番	松尾 一則	30番	柿原 廣典
34番	城 敬介	35番	野中 勝吉
36番	平木 啓喜	38番	宮崎 和道
39番	坂口 昌義		

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時33分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和6年2月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、15名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号3番永江三夫委員、同じく4番江寄徳光委員に申し上げます。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

1月29日に現地及び書類の確認をいたしました。地元委員としては何も問題ないと思われ
ますので、皆様の審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定
いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり
です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

これについても、同じ日に現地及び書類を確認しました。地元委員としては何も問題ない
と思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

整理番号3番及び4番についてですが、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、この案件については、問題ない旨、委員より報告を受けていますので報告いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定

いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

土地のある地元委員でございます。みやま市の同郷というか、同じ市内の方ですけれども、旧町がちょっと違う関係で、細部な情報が非常につかみにくいということで、現地を見たとところによると、しっかり管理が届いて、ミカンの木が植わっておりますが、手が届いた管理状態でございます。しっかりした経営をやっているのかなというふうにちょっと感じて、今日たまたま役員さんちということもありまして、ちょっと始まる前にお話をさせていただきましたが、利用権設定で長い間作ってあるちいうことで、しっかりした経営をしてあるちいうようなことで、土地のある地元委員としては別に問題ないというふうに判断しております。

ただ、一言だけちょっと使わせていただきますと、同じみやま市の中でございますので、よければ住居の地元委員さんもいらっしゃると思いますので、そっちのほうでよければお願いできないのかなということと、それがだめなら一緒にチェックするときにちょっと声かけいただいて、一緒にチェックするようなことで進めてもらうといろんな情報がつかめるのかなというふうに考えましたので、今後よろしく願いしておきます。

○議長（徳永）

詳しい内容、その他も含めてありがとうございました。いろいろな中身についてはまた検討の余地が、こういうケースになった場合ですね、また検討の余地があると思いますので、とりあえずは4番の案件の内容について御質問、御意見がございましたら、皆さん何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○8番（加藤）

申請書並びに現地の確認を行いました。これは、今借りてある農地を今度買われるちいうことで、地元委員としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、耕作権との交換となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

先日、1月29日に現場並びに書類、特に問題なかったと思われまので、皆さんの御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けいたします。何か御質問、御意見はございませんか。

○15番（北原）

この耕作権との交換ということをちょっと私分かりませんので、耕作地の交換、耕作権というのはどういう意味なのか教えてください。

○事務局（東）

耕作権との交換ということですが、報告事項のナンバー2の9番の下庄1号4号の耕作権との……（「何ページかば言ってくれんね、ページ数ば」と呼ぶ者あり）ページ数は11ページです。下から2番目ですね。9番のこちらの耕作権との交換ということになっております。

○事務局（岡）

補足させていただきます。耕作権との交換ということですので、3条の期間の定めのない小作権、昔でいう永小作という感じですね。永小作権を放棄する代わりに、その土地をもらいますという形ですので、永小作の3条の小作権を解約して、解約することに併せて解約した小作人さんが別の土地をもらったということです。ですので、小作権を放棄する代わりに土地をいただいたという交換ですので、これが成り立つかということで、ちょっとうちのほうも上のほうに聞いたんですけど、あまりこういう事例はないですけど、成り立たないことはないでしょうねということでしたので、うちのほうもそれで受け付けたというところがございますので、御了承よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○15番（北原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、義兄弟間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（宮崎）

1月27日に申請書及び現地確認をいたしました。地元委員としては問題ないと思われま

すので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、隣接農地所有者への贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○36番（平木）

提出された申請書に基づき、1月26日に現地を確認しましたところ、何ら問題もないと思われました。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（城）

1月25日に申請書及び現地等の確認を行っております。地元委員としては問題ないと思われしますので、皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

都市計画の用途地域に位置する第三種農地に参道を建設するために転用するものです。

南は田、北、東、西は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜桝を新設し、既存溜桝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

去る2月6日に現地並びに書類の審査をいたしました結果、特に問題ではないと思われしますので、皆さんの御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江寄）

2月6日に事務局、農地委員、それから、地元委員さんと現場を見ました。資料11ページの配置図でいきますと、該当する部分、斜線で塗ってありますけど、この縦側にある田んぼですけど、先ほど事務局からの説明がありましたけど、この配置についても溜枧を造って既存の溜枧から水路で流すということでちゃんと計画されておりますので、問題ないかと思えます。皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第40号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に自己用駐車場を建設するために転用するものです。

北は畑、西は宅地、南は道路、東は宅地・墓地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

なお、申請人は申請地西側の宅地に居住する予定であり、駐車場用地が不足するため今回の申請に至っております。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですけれども、事務局のほうからお願いします。

○事務局（平野）

地元委員のほうから、2月6日に書類、現地を確認し、特に問題はなかったと報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（江寿）

先ほども説明ありましたが、農地委員としても特に問題ないと思いますので、皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第40号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に資材置場を建設するために転用するものです。

周りは畑と雑種地に囲まれており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

次に、本日配付いたしました追加資料を御覧ください。

水利関係につきまして、地元行政区長及び地元水利委員から用水路に土砂が流出しないよう貸で沈殿池を設置して造成することを条件に承諾を得てあります。よって、資料のとおり2か所に沈殿池を設けてあります。

雨水排水については、随時沈殿池を設置します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○13番（長岡）

2月6日に現地を調査いたしました。ここは当初は大きな山だったんですね。これを埋立て用の土砂として〇〇工業さんが買収いたしておるところなんですね。この山の土砂を大きな大型20トントラックで運び出しておったんですが、その際に発生したのが、この土砂がバイパス並びにその下に、この周辺の田んぼに供給するポンプが据わっておるんですね。そのポンプの溜池に土砂が流れ込むようなことが発生いたしております。また、ここにこのような採石場を造ると、また大雨のときにこの供給ポンプ箇所土砂が流れ込む可能性が大であります。よって、先ほど説明がありましたように、この横に貯水池ですか、これを造ってもらうということなんですが、これを田植え前に築造し、土砂が流れ込まないというようなしっかりした覚書を取って許可していただくことが肝要かと思われま。

また、この水利委員会の責任者である、また、私の独断ですけど、（水利委員）〇〇さんも一緒に来ていただいて出しております。

そういうことで、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江崎）

事務局、それから、先ほど地元委員の方からの説明ありましたがけれども、なかなか排水について問題があるところでした。結構ここに1時間ぐらい居座ったような感じで、ちょっと時間は覚えていないですけど、それぐらい皆さんとここで立ち話したりして、業者の方も責任者の方も来てもらいました。ちょうどこの古いほうの15番、資料15のところに配置図がありますけど、この先ほど長岡委員のほうから出てきたポンプ場というのは国道のバイパスがあるんですけど、その一番西側かな、西側にちょっとした三角のエリアがあるんですけど、そこにポンプ場がございまして、排水はそのポンプ場の下流側、つまり、図面でいくと左の方に流すということで約束事ができていまして、新しく配られた図面のほうもそのようになっています。ですから、ポンプ場の影響はないというふうに考えております。

それから、そのときの話ですけど、地元水利組合との間で農業用ポンプ場への水が入ってくる水路があるんですけど、そこを毎年1回さらえるということも約束されておられまして、それもやっておられるというふうな報告を受けました。

ということで、排水については特に問題ないと思いますけど、先ほど条件付きで許可という話があったんですけど、ちょっとそこについては私のほうから何んも言えないところでございます。

それから、あと進入路につきましては、国道からぐっと上に上がっていく、図面では分かりませんが、ちょっと上り勾配になっておりまして、上がっていくようになっています。ということで、上がり口の排水についても、新しい今日配付された図面では、ちょうど図面右の方ですね、矢印、水色の矢印がついていますけど、この矢印の向きのほうに水が流れるようになっております。図面にある、中ほどにある沈殿池に向かって水が流れるようになっている。それから、上り坂になっているほうは国道の側溝のほうに流れるようになっております。ということで、今回の申請地の中から発生する泥水といいますか、これについては沈殿池40平米とありますけど、ここに流れ込むような計画をされております。ということで、進入路についての排水、それから、進入路の幅とかについては特に問題ないかと思っております。そういうことで、農地委員としては特に問題ないかなというふうに考えております。

皆さんの意見もあるかと思っておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第40号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第41号について説明をしてください。

○事務局（平野）

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて説明いたします。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は、田4万4,181平方メートル、畑1万4,270平方メートル、計5万8,451平方メートルで、件数は25件、筆数は41筆となっております。

議案書5ページを御覧ください。期間借地は、田2,450平米で、件数は2件、筆数は2筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略させていただきます。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第41号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第41号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

第1号、非農地証明の交付について、1件の交付を行っております。令和5年12月26日に総務委員、地元委員及び事務局で確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が10件出されております。内容につきましては、設定が4件、所有権移転が1件、自作が4件、再設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

第3号、使用貸借の解約通知について、使用貸借解約の届出が10件出されております。内容については、設定が1件、自作が9件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後2時11分 閉会